

## 神戸市立図書館公衆無線 LAN サービス利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、神戸市立図書館の来訪者の利便性の向上を図るために整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 利用者は、無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

### (利用場所及び利用時間)

第3条 無線 LAN の利用できる神戸市立図書館は別表のとおりとする。利用場所は各図書館の定められた場所とし、利用時間は開館時間中とする。

### (利用者の資格)

第4条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。

### (利用者が準備するもの)

第5条 無線 LAN の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、利用に当たり次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) WiFi 機能を搭載したパーソナルコンピューター（電源を含む。）等
- (2) Web ブラウザ等

### (利用料金)

第6条 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

### (利用の手続)

第7条 利用希望者は、この規約に同意のうえ次に掲げるいずれかの方法により、利用申込みを行うものとする。

- (1) 無線 LAN に接続したときに表示される Web ブラウザ上の画面で、そのブラウザを表示している端末で受信可能なメールアドレスを入力し仮登録を行い、仮登録したメールアドレスに送られるメール本文に記載されるリンク先をクリックする。
- (2) 無線 LAN に接続したときに表示される Web ブラウザ上の画面で、SNS（Facebook、Twitter、Google 等）のアカウントを入力する。

(利用の承認)

第8条 前条の規定による利用申込みは、利用当日のみ有効とし、後日利用を希望する場合は、あらためて前条に規定する利用手続を行うものとする。

(禁止行為)

第9条 利用者は、無線 LAN の使用中に次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者のプライバシー、著作権、その他法令により規定されている権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 神戸市立図書館又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- (3) 神戸市立図書館又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、若しくはそのおそれのある行為
- (6) 営利目的のために行う行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
- (8) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する行為
- (9) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (10) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) 無線 LAN 機器を物理的又は電磁的に破壊する行為
- (12) 無線 LAN 接続中、別回線にて他のネットワークと接続する行為、又は無線 LAN と他のネットワークをゲートウェイ接続する行為
- (13) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、取得又は流布する行為
- (14) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (15) Dos 攻撃等のサイバーテロ行為
- (16) 無線 LAN 上を流れているデータを取得し、その内容などを漏らしたり窃用したりした行為
- (17) 前各号に掲げるものの外、法令、兵庫県条例、神戸市条例に違反する行為
- (18) 前各号に掲げる行為を助長する行為及び他の者と共謀して行う行為

2. 前項に該当する利用者の行為によって、神戸市立図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は利用者の資格を喪失した後であっても、全ての法的責任を負うものとし、神戸市立図書館は一斉の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第10条 無線LANシステム管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、管理者が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2. 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、神戸市立図書館は一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第11条 神戸市立図書館は、無線LANのサービス内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2. 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータ等の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、神戸市立図書館は一切の責任を負わないものとする。

3. 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4. 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。コンピュータ等の端末の機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、神戸市立図書館は一切の責任を負わないものとする。

5. 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、神戸市立図書館は一切の責任を負わないものとする。

6. 神戸市立図書館は、無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。
7. 管理者は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができるものとする。

(本規約の変更)

第 12 条 神戸市立図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

(別表)

利用可能な神戸市立図書館
神戸市立中央図書館
神戸市立東灘図書館
神戸市立三宮図書館
神戸市立北図書館
神戸市立北神図書館
神戸市立名谷図書館
神戸市立西図書館

附則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規約は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。